

令和5年度

宇美町教育振興基本計画

令和5年4月策定



宇美町教育委員会



宇美町町民憲章

宇美川のせせらぎのように
澄んだ心を育てよう

三郡山の頂のように
大きな愛でつつみ込もう

宇美八幡の大桶のように
やさしさをふれる笑顔になろう

難所ヶ滝のツララのように
高くそびえる志を持とう

大野城跡の石垣のように
学びを重ね賢くなろう

令和四年三月制定

宇美町の花（ツクシシャクナゲ）



宇美町の木（くすの木）



学校教育課のページ



社会教育課のページ



こどもみらい課のページ

目次

第1章 総論

I 教育振興基本計画の策定にあたって

- 1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 教育振興基本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教育振興基本計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 教育振興基本計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II 計画の基本方針

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 計画の全体像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 各論

I 宇美の子どもを育む学校教育の推進

- 1 未来を切り拓く学力・体力の向上
 - (1) 施策1 学力向上の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 施策2 新しい時代に対応した教育の推進・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 施策3 読書教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (4) 施策4 健康教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (5) 施策5 体力向上のための取組の推進・・・・・・・・・・ 10
- 2 学校適応感を高める教育の推進
 - (1) 施策6 道徳教育や特別活動・人権教育の推進・・・・・・・・ 10
 - (2) 施策7 『まちへの愛着』を育む教育の推進・・・・・・・・ 11
 - (3) 施策8 いじめ・不登校への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (4) 施策9 特別支援教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 学びを支える教育環境の充実
 - (1) 施策10 指導力向上のための研修の充実・・・・・・・・・・ 12
 - (2) 施策11 地域とともにある学校づくりの推進・・・・・・・・ 13
 - (3) 施策12 学校施設の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (4) 施策13 働き方改革の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

II 学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進

- 1 町民一人一人の学びの機会の充実
 - (1) 施策1 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進・・ 15
 - (2) 施策2 ライフステージに応じた学習機会の充実・・・・・・・・ 16
 - (3) 施策3 学習機会の選択を支援する情報提供の充実・・・・・・・・ 16
- 2 町民の学びを支える環境の整備
 - (1) 施策4 町民の学習ニーズに応じた学習環境の整備・・・・・・・・ 17
 - (2) 施策5 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備・・ 17
 - (3) 施策6 町民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備・・ 17
- 3 歴史・文化を尊重し、郷土を愛する人づくり
 - (1) 施策7 文化財の保護と普及教育活動の充実・・・・・・・・・・ 18
 - (2) 施策8 芸術文化事業の実施と町民活動の支援・・・・・・・・・・ 18
- 4 人権尊重の推進
 - (1) 施策9 人権教育・啓発推進体制の充実・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 施策10 人権教育・啓発等の活動の充実・・・・・・・・・・ 19

III 子どもが健やかに成長できる子育て支援の推進

- 1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり
 - (1) 施策1 多様な教育・保育事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 施策3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援・・・・・・・・ 21
- 2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり
 - (1) 施策4 子どもの最善の利益を守る環境づくり・・・・・・・・ 23
 - (2) 施策5 障がい児施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり
 - (1) 施策6 子育て支援の人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 施策7 子どもの居場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第 1 章 総論



I 教育振興基本計画の策定にあたって

1 教育振興基本計画策定の背景と趣旨

宇美町教育委員会では教育分野の基本計画の指針として、教育基本法第17条第2項に基づき「宇美町教育の基本指針」を定め、毎年度、当該指針に基づく具体的な数値目標を示した「宇美町教育施策要綱」を策定して、様々な取組を展開してきました。

そうした中、平成27年4月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』の施行に伴い、総合教育会議（首長と教育委員会で構成）において、地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本の方針を首長が定める「教育大綱」の策定が同法第1条の3で義務付けられました。

これにより、宇美町においては、平成27年12月に「宇美町教育大綱」を策定したことに伴い、宇美町教育委員会では、平成28年度から、従来の「宇美町教育施策要綱」を改め、宇美町教育大綱に連動する「宇美町教育振興基本計画」を策定して、本町教育委員会が目指す教育の姿と施策の展開の方向性を示します。

なお、令和2年1月に宇美町役場の行政組織機構改革の実施により、従来の「子育て支援課」が「こどもみらい課」と改称し、教育委員会に編入されました。こどもみらい課は「うみっ子未来プラン」に基づき、子ども・子育て支援の充実に向けて取組を推進しており、学校教育課、社会教育課、こどもみらい課の3課が連携・協力を深め、施策の実現を図ります。

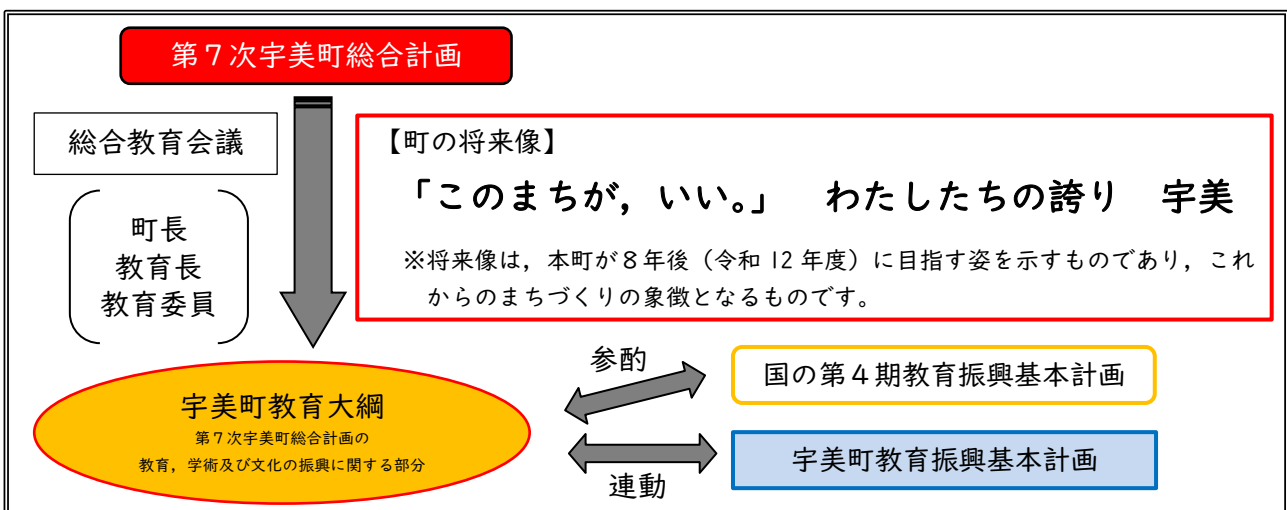
2 教育振興基本計画の位置付け

教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定するものです。

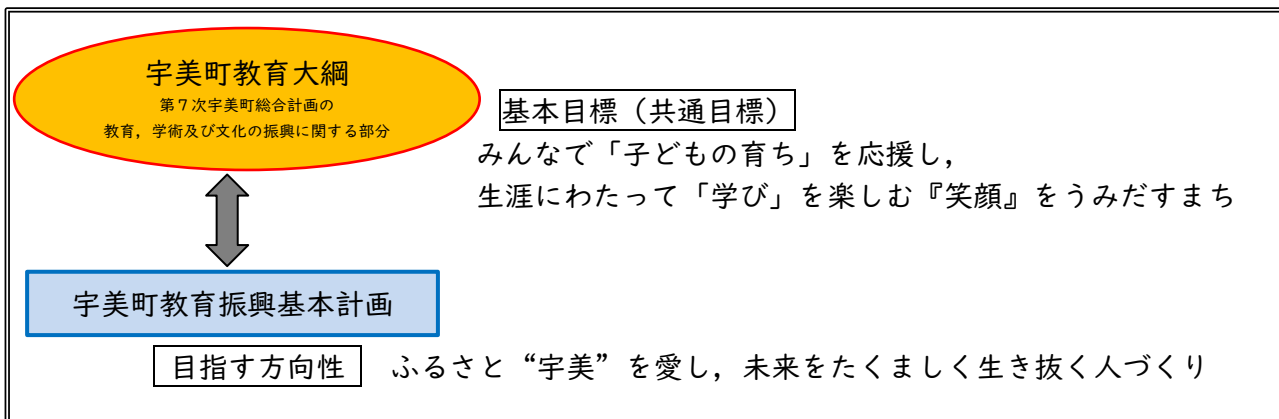
国では、平成25年6月に同法第17条第1項に基づき、我が国の今後の教育施策の方向性を示す「第1期教育振興基本計画（平成20年度～平成24年度）」が策定され、現在では、「第4期教育振興基本計画（令和5年度～令和9年度）」に移行しています。

宇美町においては、令和5年3月に、「このまちが、いい。」わたしたちの誇り 宇美」を町の将来像として、令和5年度から8年間の目指すべき姿とこれを実現するための施策の方向性を示す「第7次宇美町総合計画」を策定しました。

なお、「宇美町教育大綱」については、第7次宇美町総合計画の教育、学術及び文化の振興に関する部分をもって「宇美町教育大綱」と位置付け、宇美町教育振興基本計画は、教育大綱に定める基本施策をより具体化する計画として策定しています。



第7次宇美町総合計画に掲げる6つの基本目標のうち、教育分野に関する基本目標を宇美町教育大綱における共通の基本目標とし、宇美町教育振興基本計画の推進により、「ふるさと“宇美”を愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり」に邁進します。



3 教育振興基本計画の期間

教育振興基本計画の期間は、「宇美町教育大綱」と連動することを基本とします。宇美町教育大綱は、令和5年度から、第7次宇美町総合計画前期実践計画に移行することに伴い、令和5年3月に改訂されました。

よって、この教育振興基本計画は、教育大綱の計画期間である令和5年度から令和8年度までの4年間とし、計画期間中は、社会情勢等の変化を踏まえて見直し等を行い、毎年度策定することを基本とします。

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
第7次宇美町総合計画	第7次宇美町総合計画 [R5~R12] 【上位計画】							
	前期実践計画 [R5~R8の4年間]				後期実践計画 [R9~R12の4年間]			
宇美町教育大綱 <small>第7次宇美町総合計画の 教育、学術及び文化の振興に関する部分</small>	宇美町教育大綱 [R5~R8の4年間]				宇美町教育大綱 [R9~R12の4年間]			
宇美町教育振興基本計画	宇美町教育振興基本計画 [基本的に毎年度策定]							

4 教育振興基本計画の進行管理と評価

教育振興基本計画の基本目標に基づいて実施する基本施策については、その実現に向けた指標を設定し、定期的な点検とその結果の評価による進行管理を毎年度行います。

なお、計画を効果的に推進するために、主な施策の具体的方策や取組指標、成果指標を設定するとともに、施策の評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、点検・評価報告書を策定し、ホームページ等を活用して公表します。

また、指標を達成できなかった施策、指標の見直し等が必要な施策については、次年度の計画に反映させ、宇美町の教育施策の更なる充実に努めます。

Ⅱ 計画の基本方針

1 基本目標

宇美町は、「みんなで「子どもの育ち」を応援し、生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち」を基本目標Ⅰに掲げた第7次総合計画に則り、各施策を進めていきます。

その方策として、まずは「子どもは、宇美町の宝」を基本理念に、子どもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを支援し、子どもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできるように“みんなで「子どもの育ち」を応援”し、町民一人一人が自己実現に向けて学び続け、学んだ成果を地域やまちづくりに生かし、豊かな人間関係の中で自己をつくり出していけるよう、生涯学習を支援していきます。

また、子どもたちが楽しいと思える学びの場を提供するとともに、すべての人が生涯にわたって学び続けることができる環境を作り、町民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動の推進により、“「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまち”を目指すべく、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人生が輝くまちづくりを推進していきます。

このような基本目標の達成に向けて、学校教育においては、基礎的・基本的な学力や自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」、他者を思いやる心やふるさと“宇美”を愛する心などの「豊かな心」、たくましく未来を生き抜くための「健やかな体」など、“知・徳・体”を包括する「生き抜く力」の育成を目指します。

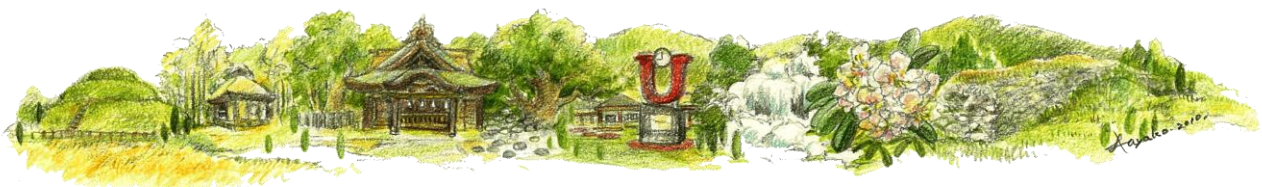
また、社会教育においては、全ての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に生かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を推進していきます。

さらに、子育て支援においては、本町に暮らす全ての子どもたちが、家庭や地域・学校で豊かな心を持ち、安全な環境において、たくましく主体的に生きる力をもった次代の担い手として成長することを目指します。

宇美町教育委員会は、このような基本目標に基づきながら、また、小中連携教育の推進と地域とともにある学校づくりを主要な手立てとしながら、学校教育では「志を高くもち、自ら学び考え、行動する宇美の子ども」の育成、社会教育では「自己の目標や理想の実現に向けて学び続ける輝く人づくり」、こどもみらい課では「みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、宇美はみんなが育つ町」、ひいては、「ふるさと“宇美”を愛し、未来をたくましく生き抜く人づくり」に邁進していく所存です。

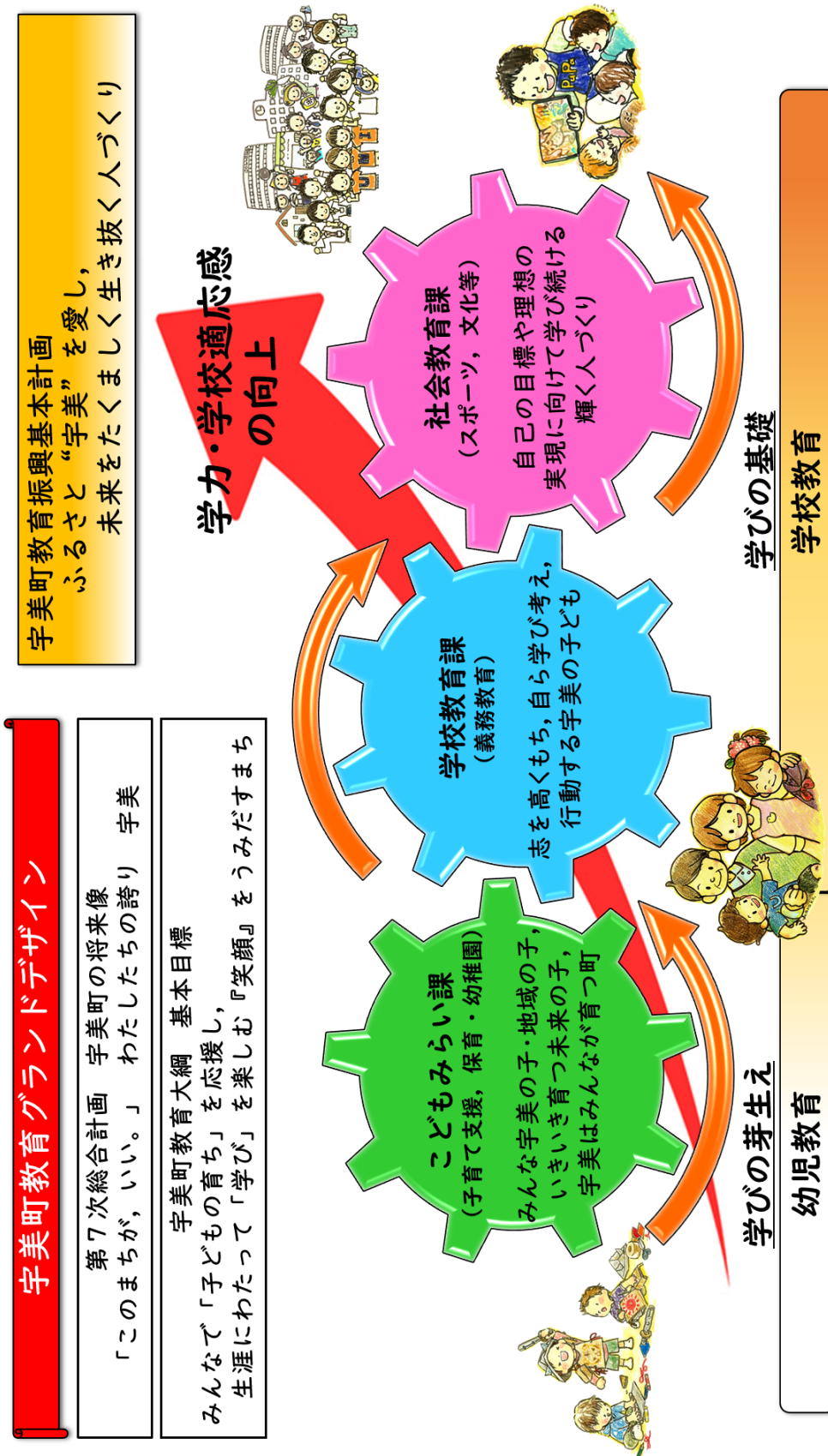
ふるさと“宇美”を愛し、

未来をたくましく生き抜く人づくり



2 計画の全体像

基本目標の達成に向けて、次代を担う子どもたちがたくましく未来を切り拓き、よりよい社会を築いていくために必要な力を育成することが重要となります。



第2章 各論



(3) 小中連携教育の推進

小中9年間を通じた学力向上策の充実に資するために、「学力の基盤づくり」、「学習環境等の整備」、「共通した学び方」の3つの視点に着目し、指導方法の具体的方法及び学び方等について研究する全員研修会を実施します。また、研修会での成果を自校及び中学校区ごとに統一した取組として具現化を図る小中連携事業を推進します。

取組指標	取組の主体	成果指標
学力向上プランを活用した検証改善サイクルに基づく校内研修の実施（年3回以上）	各 学 校	標準学力調査（小学校）、学力分析検査（中学校）における同一集団による経年比較 ☞前年度比アップの学年が半数以上
町内 OFF-JT 研修会への教職員の参加（年1回以上）	各 学 校	
小中連携授業改善研修会の実施（年2回）	学校教育課 各 学 校	

施策2 新しい時代に対応した教育の推進

具体的方策

(1) I C Tを活用した学習活動の充実

すべての児童生徒の可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するために、I C Tを効果的に活用し、これまでの教育実践とI C Tを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上を目指します。また、児童生徒がI C Tを主体的に活用し、多様な情報を選択・活用しながら情報活用能力を高めることができるように、「G I G Aスクール構想推進担当者研修会」及び「町内全教職員を対象としたI C T活用に係る研修」を実施し、I C T活用に係る教師の指導力の向上を図ります。

(2) 外国語教育の推進

児童生徒の豊かな語学力及びコミュニケーション能力等を育成するとともに、グローバル社会で活躍し、他者と協働・共生できる人材の育成に向けて、外国人講師であるA L Tを全小中学校に配置することで、児童生徒の生きた英語を学ぶ機会を提供し、小学校外国語活動及び外国語科、中学校外国語科の学習指導を充実させ、積極的に英語を使う機会を提供します。

(3) キャリア教育の推進

総合的な学習の時間を柱として、日常生活や学習活動における様々な人との関わりや社会体験、自然体験活動等を通して、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を培うとともに、キャリア教育で身に付けるべき4つの基礎的・汎用的能力*の育成を目指します。
※：「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」

取組指標	取組の主体	成果指標
I C T活用等に係る校内研修の実施（年2回）	各 学 校	R5 全国質問紙「学級の生徒と意見を交換する場面でのI C T機器の活用」肯定的回答☞前年度比アップ
教科及び領域の授業において、I C Tを活用した授業実践の週案簿への記録	各 学 校	
小学校外国語科教育に係る指導者研修会及び中学校英語担当対象研修会の実施（年1回）	学校教育課	小学校の学級担任がT I となって授業を行っている割合☞100%
キャリア教育に関する学習活動の過程や成果に関する情報を集積した学習ポートフォリオ（キャリア・パスポート）の作成	各 学 校	R5 全国質問紙「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」肯定的回答 ◎小学校 50.5% (R4) ☞53% (R5) ◎中学校 34.1% (R4) ☞36% (R5)

施策3 読書教育の推進

具体的方策

(1) 図書館を使った調べる学習コンクールの実施

「司書教諭・学校司書合同研修会」を開催し、学校図書館と町立図書館との連携を深めるとともに、「宇美町図書館を使った調べる学習コンクール」の取組を通して、様々な情報を整理したり、自ら考え、判断し、表現したりする力を育成します。

(2) 本に親しむことができる時間の設定

教育活動の中に、読み聞かせ活動や読書週間、「読書タイム」等を位置付けるとともに、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる安らぎのある環境、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えつつ、本に親しむことができる時間を設けることで児童生徒一人一人の読書習慣の定着を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
司書教諭・学校司書合同研修会の実施（年3回）	学校教育課	図書館を使った調べる学習コンクール提出率（中学3年除く） ☞全児童生徒の90%
教育課程に位置付けた「図書館を使った調べる学習」の実施（全学校：中学3年は任意）	各 学 校	
教育活動の中に位置付けた本に親しむ時間「読書タイム」、全校一斉朝読書等の設定	各 学 校	1ヶ月の平均読書冊数経年比較 ☞前年度比アップ ◎小学校 13.2冊（R4） ◎中学校 4.7冊（R4）

施策4 健康教育の推進

具体的方策

(1) 望ましい生活習慣の定着に向けた取組の推進

学級活動における心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成、体育科の保健領域や保健体育科の保健分野における心や体の健康に関する指導を行います。また、がんや生活習慣病、感染症等に係る教育を通じて、児童生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、心身ともに健康な学校生活を送ることができるような環境の実現を目指し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質・能力を育成します。

(2) 食育の推進

学校における食育の推進においては、社会状況の変化を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や領域、総合的な学習の時間等において、積極的な食に関する教育の推進を目指します。また、学校給食運営検討委員会を計画的に実施するとともに、全小中学校において「弁当の日」を計画・実施します。さらに、保護者に対して食に係る啓発を行い、学校と家庭とが連携した食育を推進し、食育の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町養護教諭研修会の実施（毎月1回）	学校教育課	R5 全国質問紙「朝食を毎日食べていますか」肯定的回答 ◎小学校 90.3%（R4）☞93%（R5） ◎中学校 86.9%（R4）☞90%（R5）
学校給食運営検討委員会の実施（年16回）	学校教育課	
弁当の日の実施（年3回）	各 学 校	

施策5 体力向上のための取組の推進

具体的方策

(1) 体力・運動能力向上のための取組の推進

体力向上プランを充実させ、児童生徒の「運動に対する意識」及び「運動習慣」に関する実態に応じた体力づくりの一環として、一校一取組を推進します。また、体育科及び保健体育科の授業をはじめとして健康教育に係る教科・領域の授業改善を推進するとともに、積極的に運動に取り組む子どもを育てるための運動機会を充実させます。

取組指標	取組の主体	成果指標
1校1取組の実施	各 学 校	体力向上プランで各小中学校が設定する成果指標の達成率100%

2 学校適応感を高める教育の推進

施策6 道徳教育や特別活動・人権教育の推進

具体的方策

(1) 道徳教育や特別活動の推進

将来が予測困難な社会において、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、日常生活における具体的な道徳的行為・習慣の指導をする重要な機会とするために、年35回の道徳科の授業の確実な実施を目指すとともに、土曜授業日に保護者に公開する道徳科の授業を実施します。

また、学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組む力を育成するために必要な指導力の向上を目指す「学級活動担当者研修会」を実施します。

さらに、「よりよい人間関係を形成しようとする態度」や「目標をもって諸問題を解決しようとする態度」などの道徳性を、集団活動を通して身に付けることができるように道徳教育と特別活動との関連を明確に意識しながら適切な指導を行います。

(2) 人権教育の推進

SDGsの目標の1つに掲げられている「人や国の不平等をなくそう」の観点等を踏まえ、教育活動全体を通して、人権が尊重される学校づくりを推進し、自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図り、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を育成することによって、自他を大切にすることの育成を目指します。

取組指標	取組の主体	成果指標
土曜授業日に保護者等に公開する道徳科の授業の実施（年1回以上）	各 学 校	保護者や地域を対象とした道徳科公開授業の実施率100%
学級活動担当者研修会の実施（年3回）	学校教育課	各学校における学級活動(1)の公開授業の位置付け率100%
すべての学年で年間指導計画に即した授業と人権教育教材「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業の計画的実施	各 学 校	「かがやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用した授業の実施率100%

施策7 『まちへの愛着』を育む教育の推進

具体的方策

(1) 郷土愛を育む教育の推進

地域人材や教育文化財を活用した郷土教育を推進したり、教育課程に副読本「わたしたちの宇美」を活用した学習活動を位置付けたりしながら、郷土“宇美”の歴史や文化、自然を知り、それらに親しみ、愛情を深め、ひいては、郷土に進んで貢献しようとする子どもを育成します。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町新規採用教職員を対象とした町内文化財研修の実施（年1回）	学校教育課	副読本「わたしたちの宇美」を活用した授業の実施（小学校低学年：生活科，小学校中学年～中学校：社会科等）☞100%
副読本「わたしたちの宇美」を活用した授業の実施（年1回以上）	各小学校	

施策8 いじめ・不登校への対応

具体的方策

(1) いじめの未然防止・早期発見・早期対応

「いじめに関するアンケート調査」や「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(Q-U)」等を計画的に実施して実態を把握し、いじめを積極的に認知して、早期発見・早期対応に努めます。また、「いじめ・不登校対策推進担当者研修会」を実施し、Q-Uの結果に基づいた児童生徒支援の在り方についての理解を深め、適切な対応が行われるように、Q-Uの結果を基にしたいじめ・不登校対策に係る校内研修を支援します。

(2) 不登校の未然防止・早期対応・継続的な支援

福岡アクション3を基に、不登校の未然防止、不登校兆候を示す児童生徒の早期発見・早期対応、不登校児童生徒へのきめ細やかで継続的な支援を組織的・計画的に行います。また、町内適応指導教室（くすのき教室）、教育相談室、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）及び各学校との連携を図ります。さらに、「いじめ・不登校対策ヒアリング」を実施し、児童生徒の様々な悩みに対応できる相談体制を構築するとともに、忍耐力や社会性、感情コントロールなどの非認知能力を高め、いじめ・不登校を生まない学級集団づくりや校内支援体制に対する指導助言を行い、取組の充実を図ります。

(3) 自殺予防教育の推進

「福岡県自殺防止計画」に基づき、学校における体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等の活用を通して、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりに努めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
児童生徒へのアンケート，教育相談の実施（毎月1回）	各 学 校	認知したいじめへの早期対応 ☞100%
いじめ・不登校対策推進担当者研修会の実施（年3回）	学校教育課	福岡アクション3を基にした不登校児童生徒へのマンツーマン対応 ☞100%
各学校における各種研究会における関係諸機関の専門スタッフ活用回数（年2回以上）	各 学 校	
自殺予防教育に係る授業の実施（年1回以上）	各 学 校	各学校年1回以上の実施☞100%

施策 9 特別支援教育の充実

具体的方策

(1) 特別支援教育に関する研修の実施

共に学び、共に育ち、共に生きる教育の実現に向けて、「特別支援教育担当者研修会」を実施し、各学校の特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育の推進を図ります。また、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるように特別支援教育に係る教職員の資質・能力の向上と町内の特別支援教育の質の向上を図ります。

(2) 特別支援教育支援員の配置

各学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、児童生徒の教育的ニーズを踏まえた適切な支援の充実を目指します。また、発達障害を含む障がいに対する理解や特別支援教育に係る専門性を高めるための研修会を実施し、児童生徒への個別の支援の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
特別支援教育担当者等研修会の実施（年3回）	学校教育課	町内小中学校において「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、それに基づいて指導を継続している学校の割合 ☞100%
特別支援教育支援員の全小中学校配置	学校教育課	
宇美町教育支援委員会の計画的な実施	学校教育課	
就学前保護者向け就学学習会の実施（年2回）	学校教育課	
校内特別支援教育委員会の計画的な実施 （月1回以上）	各 学 校	

3 学びを支える教育環境の充実

施策 10 指導力向上のための研修の充実

具体的方策

(1) 学校間及び関係諸機関との連携の推進

町内小中学校間の連携を図り、教職員の人材育成を推進するとともに、教職員としての識見を広げる研修の充実を図ります。また、福岡教育大学や福岡教育事務所などの専門性の高い講師を招聘することを通して、教職員としての実践的指導力を高め、各学校の課題と児童生徒の実態に応じた学校力の向上を目指します。

(2) 教職員のニーズに応じた個別研修の実施

町内小中学校の教職員に対して、学習指導や生徒指導等に関する個別の相談に応じます。また、学校訪問における授業参観や論文指導等を通して、教職員の個々のニーズや教育課題に応じた研修を推進します。さらに、教育格差を埋めるために、メンターチーム等を活用した校内OJTを推進し、人材育成やその取組の推進のための各学校の体制づくりに対する支援を行います。

(3) 不祥事防止の研修の実施

教員の服務義務を確実に果たすために、「町校長会」、「町教頭会」及び「宇美町新規採用教職員研修会」において、不祥事防止に関する研修を実施するとともに、全小中学校において、「UMI コンプライアンスの日」を設定し、「教職員の不祥事防止に関する指針について」等の趣旨を踏まえ、服務規律の保持を図り、新たな不祥事の発生を防ぐための取組を推進します。

取組指標	取組の主体	成果指標
校外の教職員等を招聘して行う校内研修の実施 (年2回以上)	各 学 校	教職員の職能に係る町内外の研修会(教育センター等)に1回以上参加した教職員の割合☞100%
個別スキルアップ研修及び論文指導の実施	学校教育課	
不祥事防止等に関する研修会や啓発の場の設定 (月1回以上)	各 学 校	不祥事発生件数☞0件

施策 1 1 地域とともにある学校づくりの推進

具体的方策

(1) 学校と地域とが連携・協働した取組の推進

町民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、次世代を担う子どもの育成を期して制定した「宇美町教育の日(11月第2土曜日)」を学校公開日として位置付け、宇美町立小中学校の特色ある教育活動を展開します。また、学校は「学力の向上」、家庭は「基本的な生活習慣や働く力の育成」、地域は「人間関係力の育成」に力を注ぎながら、互いの役割と責任を果たすことができるように相互が連携及び協働した取組の推進に努めます。

(2) 学校を核とした地域づくりの推進

地域の方を学校運営に生かすための学校運営協議会制度の機能を活用し、学校運営に地域や保護者の声を積極的に生かしつつ、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進し、学校の活性化を図ります。また、校区コミュニティと学校とが相互にパートナーとして連携・協働することを通して、登下校時の児童生徒の見守りや防災教育、福祉体験等の教育活動の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
学校教育推進協議会の実施(年2回)	学校教育課	R5 質問紙「今住んでいる地域の行事に参加していますか」肯定的回答 ◎小学校 60.6% (R4) ☞63% (R5) ◎中学校 50.6% (R4) ☞53% (R5)
教務担当主幹教諭研修会における コミュニティ・スクール(CS)に関する研修の実施	学校教育課	
学校運営協議会の実施(年3回以上)	各 学 校	学校と地域が連携・協働して行う教育活動の計画及び実施 ☞全学校で年3回以上
学校運営協議会への参画(各学校1名)	学校教育課	
保護者参加型の規範意識育成に係る 学習会の実施(年1回以上)	各 学 校	

施策 1 2 学校施設の整備・充実

具体的方策

(1) 計画的な施設改修

教育委員会と各学校とが「学校施設評価」を行うとともに、学校安全点検を計画的に実施し、宇美町立小中学校「長寿命化計画」に沿って学校施設の安全性を確保していきます。また、「長寿命化計画」に沿って、学校施設の安全性等を確保するために必要な改修を計画的に進めていきます。

(2) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた ICT 環境整備

児童生徒一人一台端末や大容量・高速の校内 LAN 等の整備・運用を充実させ、授業や家庭学習等で有効に活用できる ICT 環境の整備を計画的に進めていきます。また、社会情勢や情報通信技術の進展等に応じて適宜見直しを図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための教育環境の整備に努めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
学校施設評価の実施(年1回)	学校教育課	施設等の不備による児童生徒の事故発件数 [☞] 0件
長寿命化計画(個別施設計画)に沿った改修	学校教育課	
学校安全点検の実施(毎月)	各 学 校	
ICT 環境整備・管理 (一人一台端末・校内 Wifi 等の整備・運用)	学校教育課	一人一台端末を児童生徒が活用する授業を実践した教職員 [☞] 100%

施策 1 3 働き方改革の取組の推進

具体的方策

(1) 勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

「宇美町教職員の働き方改革取組指針」に沿って、教職員の勤務実態を把握し、管理職による指導・改善を推進します。また、ノ一部活動デイや学校閉庁日、定時退校日を確実に実施することで、教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を推進することができるようにします。

(2) 教職員の業務負担軽減に向けた取組の推進

教職員の長時間勤務是正に向けて、ICT等の活用による教職員の柔軟で効率的な働き方改革を推進するために、校務の効率化を図るための校務運営システムを導入します。また、勤務時間外の電話対応等の負担軽減に資するための自動音声によるメッセージ対応やICカード等による勤務時間管理システムの導入等、環境の整備及び運用の促進に努めます。

(3) 持続可能で多様なスポーツ環境の整備

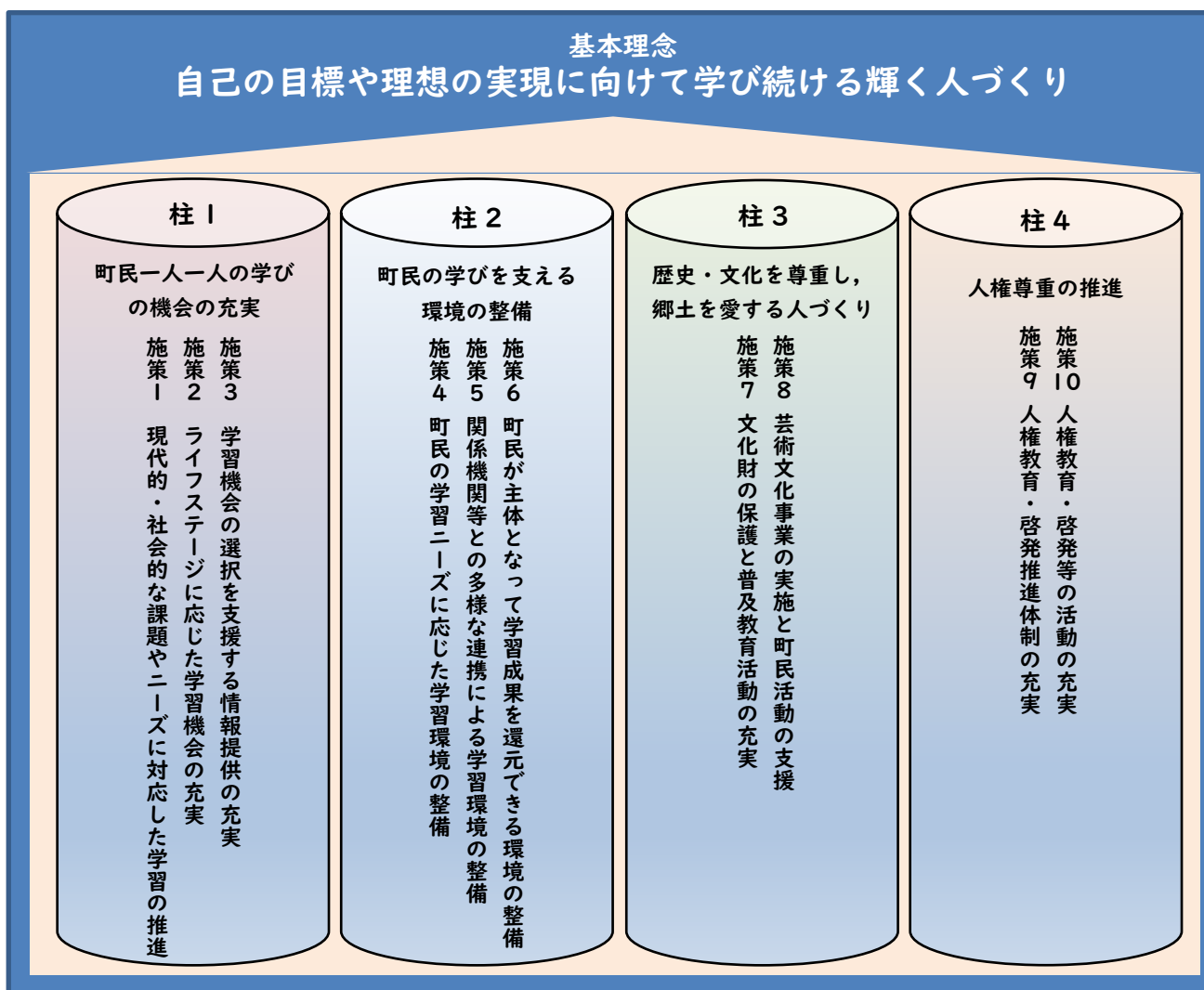
令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行の実現に向けて、県と連携してその積極的推進を図り、地域部活動の実施に向けた環境整備に取り組みます。また、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を整え、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を推進します。

取組指標	取組の主体	成果指標
勤怠システムの運用による 教職員の勤務実態把握と改善(全学校)	各 学 校	2か月連続で時間外在校等時間 ^{※1} が 月80時間超の教職員の割合 ^{※2} [☞] 各小中学校10%未満
定時退校日及びノ一部活デイの計画的な実施	各 学 校	
校務運営システムの運用や 自動音声によるメッセージ対応等	各 学 校	

※1 「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間。

※2 年度内に一度でも該当した教職員は集計対象とする。なお、時間外在校等時間の上限方針として、月45時間、年360時間の範囲内とする旨を規定した「教職員の働き方改革取組指針」(福岡県教育委員会 令和3年3月改訂)の趣旨も踏まえ、まずは速やかに本指標の達成を目指し、本指標達成後に改めて指標を定めることとする。

II 学び続ける輝く人づくりをめざす社会教育の推進



1 町民一人一人の学びの機会の充実

施策 1 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進

具体的方策

(1) 学習プログラムの整備と提供

コロナ禍において急速に需要が高まった情報機器に関する学習やSDGsなど現代的・社会的課題に対応した事業を推進します。

(2) 図書館資料の整備

町民の学習ニーズに即応した図書資料の新陳代謝を図るとともに、暮らしに密着した地域資料の整備、充実に努めます。

(3) スポーツ活動の推進

スポーツをはじめのきっかけとして、子どものスポーツ活動を推進し、町のスポーツ関係団体との連携を図りながら、幼少期からその成長段階に応じたスポーツの推進を図ります。

施策2 ライフステージに応じた学習機会の充実

具体的方策

(1) 学習機会の充実

多様な学習ニーズを把握しながら、ライフステージに応じた講座を実施し、学習機会の充実を図ります。

(2) 読書活動の推進

子どもの心の成長に応じて「ブックスタート」「おはなし会」「うちどく（家読）」の事業を実施します。また、青年期から高齢期までの年齢層に対し、現代的・社会的課題解決の参考となる本を紹介するイベントや特集コーナーを設置するなど、本との出会いの機会をつくり、本に親しみ、自ら読書をする習慣をつけるための事業を推進します。

(3) スポーツ機会の充実

町民の誰もが、年齢や性別、障害の有無に関わらずライフスタイル、体力等に応じて楽しむことができるスポーツの普及や大会の実施を通じて、スポーツの推進を図ります。さらに、自分が「する」スポーツのみならず、質の高いスポーツ等の誘致を図ることで「みる」機会を提供するとともに、主催事業等を通じて、「ささえる」スポーツを推進し、多様な形でスポーツに関わる機会を提供します。

施策3 学習機会の選択を支援する情報提供の充実

具体的方策

(1) 学習支援・情報提供

中央公民館講座等の学習情報についてHP、SNS、チラシ配布・配架で発信し、誰もが学習機会を選択できるように、情報発信の充実に努めます。

(2) 読書活動支援・情報提供

読書に親しむきっかけとなる図書館イベントや本の情報・特集コーナー等の情報をHP、SNS、LINE、宇美町子育て応援アプリ「うみにょん」などを活用して発信します。

(3) スポーツ活動支援・情報提供

スポーツ団体紹介に関する情報発信（HP、ほっとさーくる等）を行うなど、多くの町民がスポーツに親しむきっかけとなる情報発信の充実に努めます。また、県が保有するスポーツに関する情報を発信している「ふくおかスポネット」等の活用を図り、住民等への周知を行います。

取組指標	取組の主体	成果指標
中央公民館講座の実施 (講座の理解度)	社会教育課	受講者へのアンケート「理解できた」と回答した割合が80%以上
スポーツ振興事業の参加者数	社会教育課 スポーツ関係団体	スポーツ振興事業の参加者数が 前年度よりも増加

2 町民の学びを支える環境の整備

施策4 町民の学習ニーズに応じた学習環境の整備

具体的方策

(1) 学習ニーズに応じた環境の整備

オンライン等を活用し、誰もがどこでも参加できるよう学習環境の充実に努めます。

(2) 社会情勢等に応じた図書環境の整備

利用者のニーズや社会情勢に適応した図書の充実を図るとともに、電子書籍の活用を促進し、学習環境の充実に努めます。また、学校内で読書の楽しさやおもしろさを子ども同士で伝え合うことができるよう町立図書館において、小・中学生を対象に読書リーダー及び読書サポーター養成講座を実施します。

(3) スポーツ環境の整備

町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツを行うために、身近なスポーツの場の提供や、利用しやすい町内スポーツ環境の適切な整備を行います。

施策5 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備

具体的方策

(1) 学習環境の整備

次世代を担う子どもたちが、多様な体験活動・異世代交流ができるよう、関係機関・団体等と連携し、学習環境の整備に努めます。

(2) 子ども読書環境の整備

「宇美町子ども読書活動推進計画」に沿って、町立図書館を核としながら学校（園）・家庭・地域等と連携し、子どもの読書の環境づくりを推進します。

(3) スポーツを通じた健康づくり環境の整備

町民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を関係団体と連携して実施し、スポーツへの参加意欲を高め、町民の健康づくりを推進します。さらに、障がいのある人もない人もスポーツに親しみ、お互いを思いやることができる意識を高めるために、町内のスポーツ関係団体と連携・協力し、誰もが参加できるスポーツの環境づくりを推進します。

施策6 町民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備

具体的方策

(1) 学習成果の活用

町民が学んだ成果を地域等に還元でき、また、自分の生きがいがづくり、仲間づくりにつながるように、学習支援者派遣事業の推進を図ります。

(2) 読書ボランティアなどと共働した読書活動の環境づくり

読書ボランティアの育成を継続して行うため、「ブックスタート」や「おはなし会」などを共働で実施し、活動の場を提供します。また、読書リーダー養成講座・読書サポーター養成講座で学んだ読み聞かせやビブリオバトルなどの学習成果を学校や町立図書館で実践するための環境を整備します。

(3) スポーツボランティアの育成・活動の環境づくり

運動スポーツを支えるスポーツボランティアの育成に努め、地域スポーツ活動の推進を図ります。また、子どものスポーツ活動については、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブなどと連携して地域におけるスポーツ活動の環境の充実を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
学習支援者派遣件数	社会教育課等	学習支援者派遣件数が80回以上
電子書籍の年間貸出件数	社会教育課	電子書籍の年間貸出件数が 前年度よりも増加
町民が気軽に参加できる スポーツ大会の参加者数	社会教育課 スポーツ関係団体	スポーツ大会の参加者数が 前年度よりも増加

3 歴史・文化を尊重し、郷土を愛する人づくり

施策7 文化財の保護と普及教育活動の充実

具体的方策

(1) 文化財の保存

指定文化財の適正な維持管理及び保護に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財についても適切な保護を行い、必要に応じた調査研究を実施します。

(2) 文化財の活用

文化財の活用については、地域文化の理解を深めるため、学校や地域への文化財保護啓発活動や展示など文化財に対する教育普及活動を実施し、町民の意識高揚を図ります。

施策8 芸術文化事業の実施と町民活動の支援

具体的方策

(1) 芸術・文化団体の活動促進

文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的な芸術・文化活動の一層の活発化を促します。また、町の特色を生かした魅力ある芸術・文化活動を推進するため、「宇美町民文化のつどい」などの事業をはじめ多様な芸術・文化を鑑賞する機会と活動成果を発表する機会の充実に努めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
歴史民俗資料館来館者数	社会教育課	来館者数が10,000人以上
芸術文化関連イベントの実施・支援	社会教育課 芸術文化関係団体	町民文化のつどい等の芸術文化事業 への参加者数が前年度よりも増加

4 人権尊重の推進

施策 9 人権教育・啓発推進体制の充実

具体的方策

(1) 人権教育・啓発推進体制の充実

人権教育推進協議会をはじめとする関係機関と連携し、人権問題啓発講演会や啓発チラシ等の配布を通じて、人権が尊重される教育と周知啓発に取り組みます。

(2) 人権に関する相談体制の充実

人権擁護委員，関係団体と連携し，きめ細やかな相談ができる体制の整備に努めます。

施策 10 人権教育・啓発等の活動の充実

具体的方策

(1) 人権政策の総合的推進

町民への人権教育・啓発活動の充実を図るため、「宇美町人権教育・啓発基本指針」の見直しを行います。

(2) 人権教育・啓発活動の充実

児童生徒への人権教育・啓発活動の充実を図るため，人権擁護委員による人権の花運動や人権啓発座談会等の開催への支援を行います。

取組指標	取組の主体	成果指標
宇美町人権問題啓発講演会の実施（講演会の理解度）	社会教育課 宇美町人権教育推進協議会	受講者へのアンケート「理解できた」と回答した割合が80%以上

Ⅲ 子どもが健やかに成長できる子育て支援の推進

みんな宇美の子・地域の子、いきいき育つ未来の子、
宇美はみんなが育つ町

柱 1

安心して子どもを
産み育てられる
環境づくり

施策 1 施策 2 施策 3

多様な教育・保育事業の充実

地域子ども・子育て支援事業の充実

妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

柱 2

子どもの健やかな
成長を支える
環境づくり

施策 4 施策 5

子どもの最善の利益を守る環境づくり

障がい児施策の充実

柱 3

子どもと子育て
家庭を見守り
支える地域づくり

施策 6 施策 7

子育て支援の人材育成

子どもの居場所づくり

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

妊娠・出産期から親が安心して子育てに取り組めるように、保護者の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援、子どもの健やかな成長のための健康支援など、子育て支援を充実します。乳幼児期の子どもに対して、質の高い教育や保育事業を安定的かつ総合的に提供していきます。

子どもを育てることが、家族の愛情や絆を深め、親自身の新たな人間形成につながり、生きがいとなるよう啓発を推進します。また、男女がともに子育てに関われるよう男女共同参画社会の形成を進めるとともに、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスについて啓発を進めて、子どもの成長段階に応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを目指します。

ひとり親家庭など個別の状況を配慮して、子育て家庭のセーフティネットとなる支援を進めていきます。

施策 1 多様な教育・保育事業の充実

具体的方策

(1) 保育の質の向上

保育所保育指針や自己評価ガイドライン等に沿って、保育の質の向上のための取り組みを行います。保育に関わる情報等を積極的に発信するとともに、利用者のニーズを保育に反映するよう努めます。

(2) 保育事業の充実

保護者の就労等により保育が必要な、概ね3か月から就学前までの児童を保護者等に代わって保育します。待機児童解消と保育環境のさらなる充実を図るため、民間活力を活用した柔軟なサービス提供体制の整備や老朽化した園舎の建て替え及び定員の見直しを推進します。

(3) 病児保育事業の推進

疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童（小学校6年生まで）を、医療機関に委託して預かることにより、保護者の子育てと仕事の両立を支援します。近隣3町での共同実施を基本として実施していきます。

施策 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

具体的方策

(1) 子育て支援センターの機能の充実

未就学児とその家族が気軽に集い、交流を図り、子育てに関する悩みや不安を相談できる場を提供します。子育て情報の発信や育児力を高める保護者向けの講座の開催、子育て支援団体への支援、相談体制機能を充実していきます。

また、次代の親を育成するという観点から、中学校子育てサロンや世代間交流子育てサロンを開設し、中学生や地域の方と乳幼児・その保護者との交流を図ります。

(2) ファミリー・サポート・センター事業の拡充

子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての支援ができる人（まかせて会員）が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。母子健康手帳交付時の案内や「おねがい会員」から、「まかせて会員」へのステップアップの促進、緊急に支援を必要とする方への仮会員証の発行等、会員数、活動数の増加に向けた取組を強化します。

施策 3 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

具体的方策

(1) 乳幼児健康診査の充実

各健診を通して保護者に子どもの成長発達について適切な保健指導を行い、未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し受診率の向上を図ります。健診により疾病や障がいを早期に発見し、早期治療・早期療育に必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるような体制を充実させます。

- (2) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
生後 4 か月までの乳児（やむを得ない理由があれば生後 5 か月まで）がいる家庭を対象に、保健師の全戸訪問による育児支援を行います。
- (3) 未熟児養育医療対象児の母子訪問
未熟児養育医療対象児（出生体重 2000g 以下又は成熟児の諸機能を得るに至っていない、医師が入院養育が必要と認める乳児）の保護者に対し、保健師が訪問し乳幼児期の成長を一緒に確認しながら、必要な助言・指導を行います。
- (4) 妊娠出産期の保健指導及び相談の充実
妊娠届出があったすべての妊婦に対して行うアンケートをもとに、妊娠高血圧症候群等の予防及び妊産婦・胎児の将来の生活習慣病予防のための保健指導を行います。また、すべての妊婦が安心・安全な出産ができるよう妊婦健康診査を実施し結果をもとに保健指導を行います。さらに、電話による相談を随時受け付け、必要な場合には訪問を行うなど相談体制の充実に努めます。
- (5) 産前・産後サポート及び出産後母親等へのケアの充実
妊娠中から産後における母親の心身回復や育児不安の軽減を図るため、妊産婦に必要な支援事業を行います。また、出産後まもない褥婦への身体機能回復や産後うつの予防を図るため、産婦健康診査を行います。
- (6) 乳幼児期の健康相談と指導の充実
はじめまして赤ちゃん健診・栄養相談・乳幼児健康診査などの機会を活用し、生活習慣病予防のための保健指導を行います。また、乳幼児期の健康管理と食に関する学習の機会を提供します。さらに、聴覚障害の早期発見・早期療育等支援を行う目的で、新生児聴覚検査の機会の確保及び普及を図ります。
- (7) 生活習慣病一次予防に重点を置いた健康支援の充実
妊娠期から小児期まで一貫した生活習慣病予防に取り組めます。特に、小児生活習慣病予防健康診査「うみっ子健診」においては、結果をもとに子どもが血管内皮について知り、食を選択する力が育まれるための学習機会となるよう、保護者も含めた保健指導を行います。また、医療機関や学校と連携し子どもや保護者等への生活習慣病とその予防に関する学習を進めます。
- (8) 子育て世代包括支援センターの体制の充実
母子手帳交付時から妊産婦・乳幼児の実情を把握して、各相談に応じて、関係機関と連携をとりながら、必要な情報提供や助言を行い、妊娠期から子育て期までの支援について、子育てのワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制づくりの充実に努めます。また、子育て世代包括支援センター事業と子ども家庭総合支援拠点事業を一体化した「こども家庭センター事業」を令和 6 年 4 月に開始できるよう準備を進めます。

取組指標	取組の主体	成果指標
保育事業の充実	こどもみらい課	年度当初待機児童0人
子育て支援センター機能の充実	こどもみらい課 子育て支援センター「ゆうゆう」	設置数 1か所 利用者数 7,500人
ファミリー・サポート・センターの拡充	こどもみらい課 ファミリー・サポート・センター	講習会実施回数 5回×2期 会員数 200人 活動回数 79回
乳幼児健康診査の充実	こどもみらい課	各乳幼児健診受診率 4か月児健診 96.0% 7か月児健診 100% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 97.0%
未熟児養育医療対象児の母子訪問	こどもみらい課	必要な妊婦相談及び保健指導実施率 100%
妊娠出産期の保健指導及び相談の充実	こどもみらい課	必要な妊婦相談及び保健指導実施率 100% 必要な妊婦への訪問実施率 100%
乳幼児期の健康相談と指導の充実	こどもみらい課	赤ちゃん健診参加率 75.0% (受診者数/対象者数)

2 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

すべての子どもが、いのちの輝きを放ち、健やかに育つよう健康づくり体制の構築、生きる力を育成する教育環境の整備を図ります。異世代交流や体験活動を重ねて、子どもの個性にあった力を伸ばし、次代の社会を担う一員として健全に育まれる生活環境を整えます。子どもの最善の利益を守る観点から、いじめや不登校、子どもの貧困対策など社会的養護を必要とする子どもや家庭への支援体制を強化し、また、障がいのある子どもと家庭への支援の充実を図ります。

施策4 子どもの最善の利益を守る環境づくり

具体的方策

(1) 児童虐待の未然防止と関係機関の連携による取り組みの推進

母子健康手帳交付時の保健指導・妊婦訪問、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて育児相談の機会をつくり、継続的に支援することで、虐待の早期発見と未然防止に努めます。児童虐待に対しては要保護児童対策地域協議会を設置しており、関係機関との連携を強化して、迅速で適切な問題の解決を図ります。

(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

妊娠期から養育支援が必要な保護者等に対して、保育士等の養育支援員が訪問、面談、電話等を通して、早期から寄り添いきめ細かで切れ目ない子育て支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に情報提供を行うことで、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図ります。

(3) 子ども家庭総合支援拠点事業

子ども及び妊産婦等とその家庭を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務などを行う事業を推進します。子ども家庭総合支援拠点事業と子育て世代包括支援センター事業を一体化した「こども家庭センター事業」を令和6年4月に開始できるよう準備を進めます。

施策5 障がい児施策の充実

具体的方策

(1) こども療育センター事業の推進

発達相談・療育訓練の実施により適切な時期に適切な療育を実施します。また、乳幼児健診などから発達支援の必要な子どもに対して、早期の相談及び療育へつなげる体制を整えます。

(2) 障がい児保育の充実

こども療育センター「すくすく」と連携して障がいの程度や一人一人に応じた支援体制の充実に努めます。また保育士等への職員研修の充実に努め、障がいに対する理解を深めます。保育所だけでなく、幼稚園との連携強化を図ります。

取組指標	取組の主体	成果指標
子ども家庭総合支援拠点	こどもみらい課	設置数 1か所
障がい児保育の充実	こどもみらい課 こども療育センター「すくすく」	研修の実施回数 3回/年
		巡回園数 9か所

3 子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくり

校区コミュニティなどの地域全体で子どもと子育て家庭を支えていくために、住民が主体的に子どもの育ちを支えるまちづくりの推進に努めます。地域における子育て支援のネットワークを充実し、社会資源としての人材を育成していきます。子連れで安心して外出できるまちづくりを推進するとともに、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止に取り組み、子どもを育てやすい生活環境づくりの推進に努めます。

施策6 子育て支援の人材育成

具体的方策

(1) 子育て支援ボランティアの育成

町の子育て支援団体と共働してサークル活動や地域の子育てを支援する人材の育成を進めます。

また、過去のサポーター養成講座の受講者が、子育て支援事業に携われるよう環境整備に努めます。

(2) 子育て支援情報の発信

子育てに関する情報を掲載した子育てハンドブックを改訂して、母子健康手帳交付時や乳児家庭全戸訪問時、未就学児童がいる転入世帯に配布します。また、子育て応援アプリ「うみにょん」・広報・ホームページ・インターネット（SNSなど含む）を利用して、子育てに関する情報を積極的に提供します。

(3) 子育て支援関係者の情報共有の場の提供

教育・保育施設、子育て支援団体、小学校、中学校などの子どもや子育て支援関係者の情報共有・情報交換の機会を提供します。

施策7 子どもの居場所づくり

具体的方策

(1) 親子や子どもが安心して集える居場所づくりの検討

天候に関わらず、親子が、また子どもたちが気軽に集まれるような居場所・遊び場として関係課と協議し、様々な公的施設の開放を検討します。また、小学校区コミュニティ運営協議会、自治会など様々な団体と行政が連携しながら、地域の子どもの居場所づくりを検討します。

取組指標	取組の主体	成果指標
子育てボランティアの育成	こどもみらい課 子育て支援センター「ゆうゆう」	サポーター養成講座開催回数 1回/3年